

## これまでの経緯と条例の趣旨

### I 条例制定に至るまでの経緯

---

#### ■ 社会的背景

- 子ども・若者の抱える問題の深刻化・複雑化（ニート、ひきこもり、児童虐待、いじめ、不登校等）
  - ・ 子どもの貧困率は、平成28年に7人の1人の割合に（最新値の平成30年も同様）
  - ・ 8050問題に代表されるひきこもりの深刻化 など

#### ■ 国の動向

- 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）、子ども・若者ビジョン（平成22年7月）
- 子供・若者育成支援推進大綱（平成28年2月）

基本的な方針 (5つの重点課題)	(1)全ての子供・若者の健やかな育成 (2)困難を有する子供・若者やその家族の支援 (3)子供・若者の成長のための社会環境の整備 (4)子供・若者の成長を支える担い手の養成 (5)創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
---------------------	---

#### ■ 多摩市の動向

- 組織体制の強化
  - ・ 児童青少年課に、子ども・若者育成係の設置（平成29年4月）
  - ・ 子育て・若者政策担当課長（〈当時〉次世代育成担当課長）の設置（平成30年4月）
- 市長所信表明（平成30年6月）  
「条例策定も含めた子ども・若者の支援体制づくり」
- 子ども・若者に関する施策検討懇談会の設置（平成30年11月～令和元年8月）  
懇談会報告書における推進する施策の一つに「子ども・若者育成支援のための条例制定」
- ※ 第五次総合計画第3期基本計画（令和元年4月）  
「懇談会からの報告を踏まえ、子ども・若者の自立に向けた支援のためのしくみづくりに取り組む」



- 多摩市子育て・若者支援推進本部（市長をトップとした庁内組織）（令和2年1月）  
条例を制定することについて承認

## 2 懇談会報告書による提案（概要）

※ 骨子の項目は、子供・若者育成支援推進大綱に準拠

骨子 (※)	<p>SDGs（持続可能な開発目標）の「誰一人取り残さない」ことを前提に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全ての子ども・若者の健やかな育成                   ：ライフステージで途切れない支援や居場所</li> <li>○ 困難を有する子ども・若者やその家族の支援：効果的な情報提供でつながる支援</li> <li>○ 子ども・若者の成長のための社会環境の整備：関係者・機関との連携による支援力の強化</li> <li>○ 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援：子ども・若者の発言や参画の機会</li> <li>○ 子ども・若者の成長を支える担い手の養成   ：担い手養成と子ども・若者の権利の理解促進</li> </ul>
推進する 施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 横断的、包括的な支援の必要性</li> <li>○ 子ども・若者育成支援のネットワークの形成</li> <li>○ 支援を必要としている子ども・若者をつかむ多様なチャンネル</li> <li>○ 子ども・若者の育成支援の総合的見地からの施策評価・アセスメント</li> <li>○ 子ども・若者参画による子ども・若者の声の施策への反映</li> <li>○ 子ども・若者育成支援のための条例制定</li> </ul>

## 3 懇談会報告書の提案を受けての市の考え方

- 報告書で提案された骨子・施策は、これまでの市の方針と、大きな方向性としては一致している。その方向性に沿って、どのような手法をとるかについては、改めて検討する必要がある。
- 報告書にも示されるように、子ども・若者を見守り支えるためには、行政だけでなく、市民、関係団体、事業者等を巻き込む取り組みが必要不可欠であり、そのための下支えとして、条例を制定する必要がある
- 本条例は、必要な施策の検討および実行を、長期的に継続して進めていくための道しるべとしての役割を担うものであることから、時代に応じて変化する課題への対応も見据えて、普遍的に必要とされる理念や責務を中心とした内容とする。

## 4 「条例」という手法の意義

→ あらゆる主体が当事者として子ども・若者の健やかな育ちに関わるために、条例を制定する。

- 子ども・若者の健やかな育ちのための施策の実現に向けて進んでいくためには、
  - ・ 全庁的な施策として、同じ方向性を、首長や議会構成などの時代の変化によらず、長期的に継続して共有すること
  - ・ 庁内の連携にとどまらず、行政や事業者・個人・団体などその立場を超えて、全ての市民が子ども・若者の成長を見守り、時には支えていくこと
  - ・ 虐待予防の観点からも、子ども・若者の権利を尊重することを明確化することが必要であり、そのための根拠が求められる。
- 施策を進める根拠として、条例のほか、宣言、計画、要綱、憲章などの選択肢がある中で、対外的なアピール手法である宣言、担当部署の個別の取り組みにとどまることの多い要綱、期限のある計画、根本的な理念を示す憲章よりも、全庁を対象として施策や制度を基礎づけることで一定の拘束力を有し、庁内外に市の姿勢を強く明示することができる条例が最適な手法である。

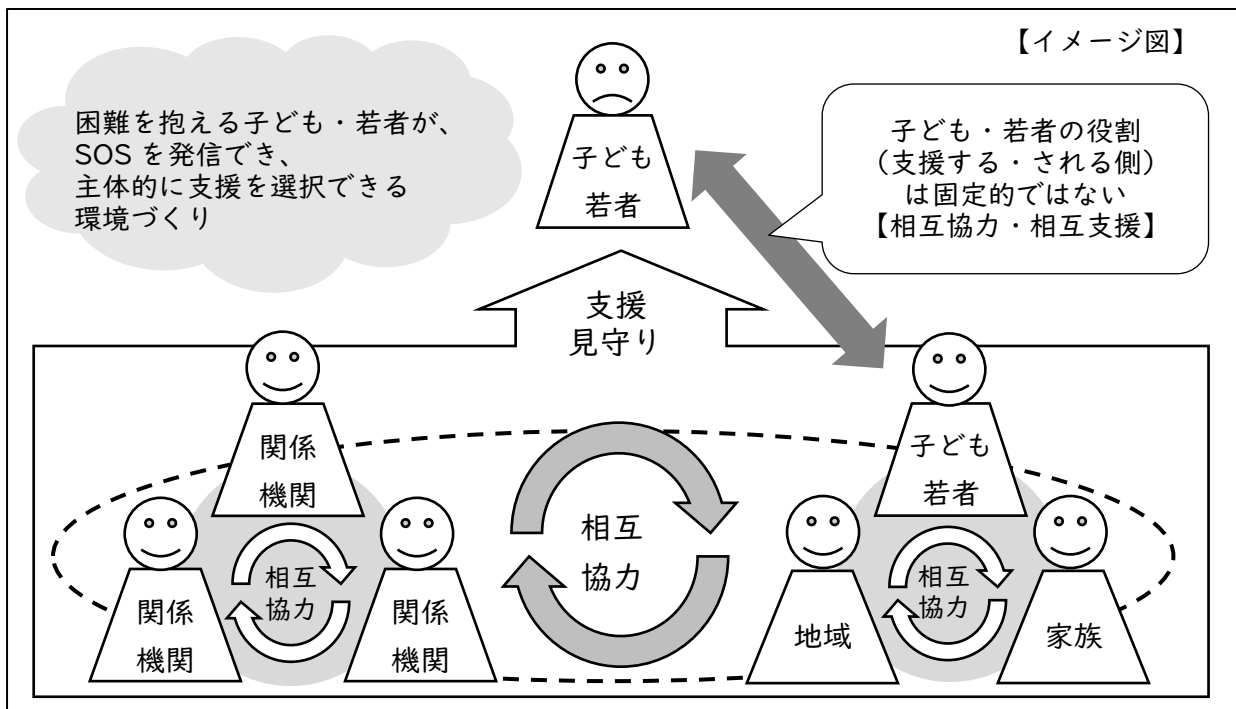
## 5 多摩市の子ども・若者の健やかな育ちに向けた課題認識

課題①	成長・自立を妨げる問題の深刻化と困難を抱える子ども・若者の増加
-----	---------------------------------

- ・ 児童虐待 : 虐待相談件数は増加傾向
- ・ 不登校 : 経年では中学生の出現率が増加傾向、学年別では中学生から出現率が上昇
- ・ ひきこもり : 期間の長期化傾向、関係機関に相談しない・したくない割合が高い

取組の方向性①	関係機関や地域による、切れ目のない相互協力・相互支援
---------	----------------------------

- ・ 関係機関の連携 : 成長段階や抱える問題など、一人ひとりの状況に応じた支援
  - ・ 地域の見守り・信頼関係 : 困難を抱える子ども・若者の早期発見・早期支援
- ⇒ 困難を抱える子ども・若者が、SOSを発信でき、主体的に支援を選択できる環境づくり



課題②	子ども・若者が主体的に活躍できるまちの環境づくり
-----	--------------------------

- ・ 地域活動への参加 : 中高生の参加は全体で57%、多くの項目で約3割またはそれ以下  
不参加理由は「忙しい」が約5割、次いで「興味関心がない」「面倒」
- ・ まちづくりへの意見 : 中高生で参加したい派は57.6%
- ・ 市民参加のまちづくり : 高校生で満足している派は34.1%

取組の方向性②	子ども・若者のまちづくり*への参画や意見表明の機会の保障 ※まちづくり : まちをよりよくする活動全般を指す。
---------	--

- ・ 子ども・若者をまちの一員として尊重し、主体的に考え、行動できる活躍の機会を保障し、子ども・若者の活躍・成長・自立を地域で応援
- ⇒ 子ども・若者のまちづくり参画による、子ども・若者が暮らしやすいまちの実現

## 6 条例のイメージ図（案）

### （仮称）子ども・若者総合支援条例

すべての子ども・若者が、将来にわたり希望を持ち、  
自立に向けて自分らしく成長できる地域社会の実現

困難を抱える子ども・若者に対する、  
関係機関や地域による、  
切れ目のない相互協力・相互支援



子ども・若者のまちづくりへの  
参画や意見表明の機会の保障

